

議案第 35 号

関市公共施設予約システムの導入に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

関市公共施設予約システムの導入に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 3 年 6 月 7 日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

関市公共施設予約システムの導入に伴い、使用料の納入及び利用料金の支払等に関する規定を整理するため、この条例を定めようとする。

関市公共施設予約システムの導入に伴う関係条例の整理に関する条例

(関市都市公園条例の一部改正)

第1条 関市都市公園条例（昭和48年関市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「あらかじめ」を削り、同項ただし書を削り、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「の使用料」の次に「（第2項に規定する使用料に限る。）」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の場合において、別表第1その3の表及び別表第2に掲げる使用料は、あらかじめ納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

第10条第4項中「第7条第3項及び第4項」を「第7条第4項及び第5項」に改める。

(関市文化会館条例の一部改正)

第2条 関市文化会館条例（昭和53年関市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「あらかじめ」を削り、同条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

(関市勤労会館条例の一部改正)

第3条 関市勤労会館条例（平成5年関市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項及び第3項を削り、同条第4項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第15条第1項中「あらかじめ」を削り、同条中第5項を削り、第6項を第5項とする。

(関市総合福祉会館条例の一部改正)

第4条 関市総合福祉会館条例（平成10年関市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「あらかじめ」を削り、同項に後段として次のように加え

る。

この場合において、別表第3に定める使用料は、あらかじめ納入しなければならない。

第13条第2項中「使用料」の次に「（別表第3に定める使用料に限る。）」を加える。

（関市公民館条例の一部改正）

第5条 関市公民館条例（平成10年関市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「あらかじめ」を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

（関市まなびセンター条例の一部改正）

第6条 関市まなびセンター条例（平成10年関市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「あらかじめ」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、別表第2に定める観覧料は、あらかじめ納入しなければならない。

第8条第2項中「使用料及び」を削る。

（関市総合体育館条例の一部改正）

第7条 関市総合体育館条例（平成10年関市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「あらかじめ」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、別表第2に定める使用料は、あらかじめ納入しなければならない。

第10条第2項中「使用料」の次に「（別表第2に定める使用料に限る。）」を加える。

（アピセ・関条例の一部改正）

第8条 アピセ・関条例（平成15年関市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「あらかじめ」を削り、同条中第2項を削り、第3項を第

2 項とする。

第 19 条第 1 項中「あらかじめ」を削り、同条中第 5 項を削り、第 6 項を第 5 項とする。

(関市地区体育館条例の一部改正)

第 9 条 関市地区体育館条例（平成 15 年関市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 1 項中「あらかじめ」を削り、同条中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とする。

第 18 条第 1 項中「あらかじめ」を削り、同条中第 5 項を削り、第 6 項を第 5 項とする。

(関市屋外スポーツ施設条例の一部改正)

第 10 条 関市屋外スポーツ施設条例（平成 17 年関市条例第 75 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 項中「あらかじめ」を削り、同条中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とし、第 4 項を第 3 項とする。

第 17 条第 1 項中「あらかじめ」を削り、同条中第 5 項を削り、第 6 項を第 5 項とする。

(関市福祉センター条例の一部改正)

第 11 条 関市福祉センター条例（令和元年関市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 1 項ただし書中「あらかじめ」を削り、同条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「使用料」の次に「（第 1 項第 2 号に掲げる使用料に限る。）」を加え、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の場合において、同項第 2 号に掲げる使用料は、あらかじめ納入しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、令和４年４月１日以後の使用に係る使用料及び利用に係る料金について適用し、同日前の使用に係る使用料及び利用に係る料金については、なお従前の例による。